

江戸川区認可外保育施設保育料負担軽減補助金

認可外保育施設を定期利用する児童の保護者に対する利用支援として、保育料の負担を軽減するための補助を実施しています。

東京都の「第1子保育料無償化」の開始に伴い、本区においても令和7年9月分より補助額等の拡充を行います。

(この補助金は、東京都の補助事業を活用しており、年度ごとに補助事業の内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください)

1. 補助対象

- 利用児童(注1)とその保護者が、認可外保育施設を定期利用している月に江戸川区に在住していること。

注1 認可保育施設(認可保育園、認定こども園、小規模保育、居宅型訪問保育、家庭的保育、事業所内保育所)、幼稚園を利用している児童を除きます。

- 補助の対象となる月に「保育の必要性」があること。
- 補助の対象となる月の初日に利用施設に在籍しており、保育料を納付していること。

2. 補助対象施設

企業主導型保育施設

(補助の対象となる月に「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている必要があります)

3. 補助の対象となる費用

- 利用児童の保護者が対象施設に納付した、定期利用の保育料(注2)
注2 給食費(食材料費)、通園送迎費、教材費、行事参加費、入園料等は補助の対象外です。
- 利用児童が国の無償化(施設利用給付費)の適用を受けている場合は、「保育料から国の無償化額を差し引いた後の金額」が補助の対象となる費用です。

4. 補助の内容等

利用児童の区分(注4)			補助対象月	補助の月額上限	備考	
0歳	課税世帯	第1子	4月～8月	37,100円		
			9月～3月	80,000円		
		第2子以降	4月～8月	50,000円		
			9月～3月	80,000円		
	非課税世帯		4月～8月	12,900円		注3
			9月～3月	42,900円		
1歳又は2歳	課税世帯	第1子	4月～8月	37,000円		
			9月～3月	80,000円		
		第2子以降	4月～8月	50,000円		
			9月～3月	80,000円		
	非課税世帯		4月～8月	13,000円		注3
			9月～3月	43,000円		
3歳から5歳まで	第1子	第1子	4月～8月	(対象外)		
			9月～3月	40,000円		
		第2子以降	4月～8月	20,000円		
			9月～3月	40,000円		

注3 補助の対象となる費用は「保育料から国の無償化額を差し引いた後の金額」です。

注4 利用児童の年齢は、令和7年4月1日時点の年齢を適用します。

利用児童の出生順は、年齢を問わず生計を同じくする兄・姉から数えた順番を適用します。

5. 補助の条件と必要書類

利用児童の年齢や出生順番等により申請手続きが異なります。補助要件をよく確認いただき必要書類をご提出ください。

(1) 補助の要件

ア 0歳から2歳クラスに在籍する利用児童

- 補助の対象となる月に、利用施設と月 48 時間以上の利用契約を締結していることが書類等で確認できること。

イ 3歳から5歳クラスに在籍する利用児童

- (4月から8月まで)3歳から5歳クラスに在籍する第2子以降の利用児童であること。
(9月から3月まで)3歳から5歳クラスに在籍する利用児童であること(第1子を補助対象に拡大)。
- 補助の対象となる月に、利用施設と月 48 時間以上の利用契約を締結していることが書類等で確認できること。

(2) 補助の手続きに必要な書類

① 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書

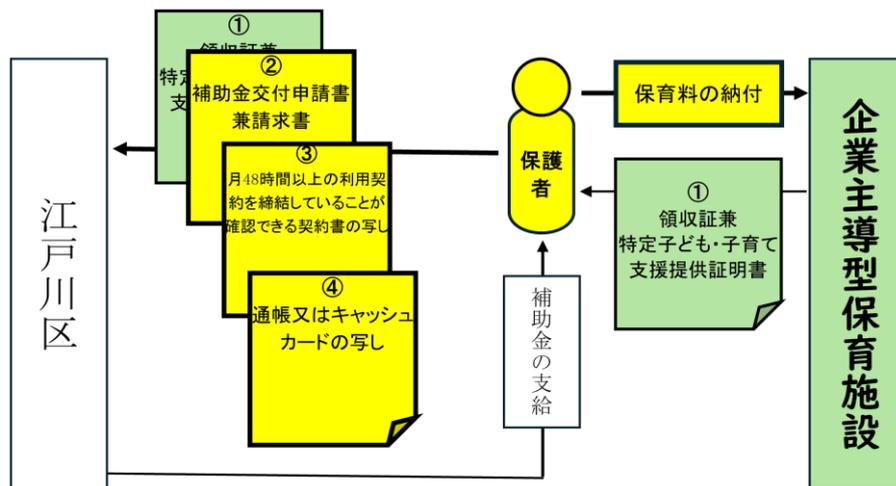
定期利用している企業主導型保育施設から発行してもらいます。

② 補助金交付申請書兼請求書【企業主導型保育施設用】

保護者が作成します。

③ 月 48 時間以上の利用契約を締結していることが確認できる契約書の写し

④ 補助金の振込先の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の確認がとれるもの(通帳又はキャッシュカードのコピー)



(3) 請求の期限

- 令和7年4月分(月 48 時間以上の利用契約を締結している月分)から、毎月請求いただくことも数か月まとめて請求いただくことも可能です。
- 提出方法は、江戸川区役所子育て支援課(3階7番窓口)に持参又は郵送です。
- **今年度分の補助の最終請求期限は、令和8年4月15日(水曜日)までです。**
請求期限を過ぎた場合、補助金の支給はできません。
(最終請求期限は、令和8年3月31日から変更になりました)

6. 問い合わせ先及び提出先

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
子ども家庭部子育て支援課施設利用給付係
電話:03-5662-1012(直通)

